

## 平成 28 年産米の市町村別生産数量目標の配分方法

| 基準とする面積  | 基準とする収量  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前年度作付面積<br/>  県 計   12, 450 ha</li> <li>・ 前年度配分面積<br/>  県 計   12, 871 ha</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域別統計補正単収<br/>  中国四国農政局公表数値を用いて計算</li> <li>・ 県平均収量（中国農政局）<br/>  514 kg / 10 a（H27）</li> </ul> |

平成 28 年鳥取県の配分数量   65, 406 トン（面積換算値 12, 725 ha）

県配分数量の 95%  
62, 135.7 トン

配分数量の 5%  
3, 270.3 トン

前年度作付実績（継続性）

**A**  
各市町村の前年度生産数量実績の、県全体の合計数量に対する割合で按分

（ 地域間調整後の達成率が 98%以上の地域は当初配分面積と作付面積のいずれか大きい面積、98%未満の地域は作付面積に配分面積との差の 1/2 を加算した面積に、地域別統計補正単収を乗じて算出 ）

**【配分要素の考え方】**

これまでの配分要素（売れる米づくり、担い手育成、中山間地配慮、種子生産 等）は、過去実績として「前年度生産数量実績」に内包されていることから、市町村別の前年度生産数量実績に応じて配分することにより、これまでの配分理念を継承する。

62, 135.7 トン

水田面積（転作率均等化）

**B**  
水田面積に地域別統計補正単収を乗じ、数量に換算して按分

（水田台帳面積に基づく）

**【配分要素の考え方】**

市町村別の水田面積に応じて配分することにより、転作率の均衡化に配慮し、全地域で経営所得安定対策のメリットの共有を図る。

3, 270.3 トン

合計数量（A+B）= 65, 406 トン（面積換算値 12, 726 ha）

○市町村別の需要量に関する情報